

事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

- 納税額が売上税額の2割に軽減?
- インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?
- 登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

- 会計ソフトに補助金?
- 少額取引はインボイス不要って?
- 少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで
申告でき、経費等の集計は不要!
事前の届出も不要!

事例 売上700万円(税額70万円) ※サービス業
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶
70万円 - 35万円[※] = 35万円
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**

納税額

55万円

35万円

14万円

消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、
補助上限額が一律50万円加算されます!

- 対象** 小規模事業者
- 補助上限** 50～200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶ **100～250万円**(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化等)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

- 対象** 中小企業・小規模事業者等
- 補助額** ITツール ～50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ～10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ～20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで
仕入税額控除ができるようになります!

- 対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下
または1年前の上半期(個人は1～6月)の
課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間** 令和5年10月1日～令和11年9月30日



すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!
振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方** すべての方
- 対象となる期間** 適用期限はありません。



すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です! 4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

新宿都税事務所からの知らせ

都税の証明等をスマホで申請できる

スマート申請 はじめました! ◆ 東京都主税局

専用アプリをダウンロードすると、簡単に手続完了

申請できる方

【個人の方】 納税義務者の方からのみ申請が可能です。

【法人の方】 法人の代表者の方からのみ申請が可能です。

※いずれも本人からの申請に限られ、代理人からの申請は受け付けておりません。

※法人分の申請は、登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号」「発行年月日」が必要です。



申請できる証明等の種類

- 23区内の固定資産(土地・家屋)評価証明
- 23区内の固定資産(土地・家屋)関係(公課)証明
- 23区内の土地・家屋名寄帳
- 納税証明
- 酒類製造販売の免許申請のための証明
- 滞納処分を受けたことのないことの証明

1 申請準備

以下の3点をお手元にご用意ください。また、申請サイトから専用アプリをダウンロードしてください。



スマートフォン
(アプリのダウンロード)



マイナンバーカード
(署名用電子証明書暗証番号が必要)

クレジットカード

※法人分の申請は、3点に加え、登記情報提供サービスから取得した商業・法人登記情報の「照会番号」「発行年月日」が必要。

申請サイトには、
東京都主税局HPから
アクセスしてください。



2 ログイン

- アカウントを登録しない場合
メールアドレスを入力し、確認メールを送信してください。
[noreply@mail.graffer.jp] より届くメールのURL にアクセスし、メールアドレスの確認を完了させてください。
- アカウント登録する場合
Graffer アカウントにメールアドレスとパスワードをご登録ください。
Google や LINE のアカウントでもログインが可能です。

3 申請・本人確認(電子署名)・決済

- 名前、住所、生年月日はマイナンバーカードの情報で申請者情報となりますので、その他の項目を入力してください。
- マイナンバーカードにスマートフォンをかざし、電子署名をします。スマートフォンによってマイナンバーカードに反応する箇所が異なりますのでご注意ください。
- 申請から数日後に申請時に登録したメールアドレスへ、証明等発行の可否に関するメールが届きますので、案内に従いクレジットカード決済を行ってください。



【対応ブランド】



● 都税納付もスマートフォンをご利用いただけます！

スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。

納税できる主な税目

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)の定期課税及び随時課税分

利用できる
アプリ



詳細は
主税局HPへ



東京都新宿都税事務所(相談広報担当)

新宿区西新宿7-5-8 (03-3369-7151)



四谷法人会からのお知らせ

第13回通常総会の開催について

日 時 令和5年6月21日（水）午後5時15分（受付開始午後4時45分）
【第一部】第13回通常総会 午後5時15分より
【第二部】懇親会 午後6時30分より
会 場 ホテルグランドヒル市ヶ谷 新宿区市谷本村町4-1 ☎03-3268-0111
【第一部】第13回通常総会 3階 瑠璃西
【第二部】懇親会 3階 瑠璃東・中

法律に定められた正式な「総会召集通知」については、5月8日（月）に開催される理事会後に、通常総会参考書類（議案及び報告事項）と同封して発送いたしますので、必要事項をご記入いただき、ご返送をお願い申し上げます。

また、やむを得ない理由により総会にご欠席される会員の方は、他の会員を代理人として決議権を委任することができます。

委任状の提出に、会員の皆様のご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

署長講演会・懇親会

日 時 令和5年4月24日（月）午後5時～
【第一部】署長講演（午後5時00分～6時00分）
【第二部】懇親会（午後6時00分～7時30分）
会 場 ホテルグランドヒル市ヶ谷 新宿区市谷本村町4-1 ☎03-3268-0111
【第一部】署長講演 3階 珊瑚
【第二部】懇親会 3階 瑠璃西

会 費 お一人10,000円（4月17日までにお振込みください）

＜令和4年6月以降に加入した新入会員の方、1名様無料＞

お申込み：四谷法人会事務局にFAX（03-3356-8197）で参加申込書をお送りください。

Y.G.C 令和5年度コンペ開催予定

四谷法人会のゴルフ愛好者の集まりであるY.G.Cコンペを開催いたします。

会員相互の親睦が深まる貴重な機会ですので、より一層活動を活発にしたいと考えています。

令和5年度の競技スケジュールは次の予定となっておりますので、よろしく御計画ください。

また、法人会会員の皆様の中でゴルフがお好きな方は是非YGC会に入会してゴルフを楽しみましょう。

回	開催日	開催場所
172回	4月6日（木）	武蔵カントリークラブ（笹井コース）
173回	6月7日（水）	飯能ゴルフクラブ
174回	9月14日（木）	麻倉ゴルフ倶楽部
175回	11月15日（水）	狭山ゴルフ・クラブ（新ペリア）
	11月17日（金）	別会場にて表彰式及び年末懇親会

株式会社エリテ・ラ・トラディション Heritage (エリタージュ)



代表取締役 深川 大功 氏

東京メトロ有楽町線江戸川橋駅2番出口を神楽坂方向に進み、地藏通り商店街入口を過ぎたらすぐの所に「PÂTISSERIE」と大きく書かれた店があります。フランス語で「ケーキ屋」さん。ただ店名「Heritage」はどこにもありません。思い切って大きな硝子戸を開けて入店すると左の棚には焼き菓子が並び、右側のショーケースにはケーキがいっぱいです。オーナーシェフの深川大功さんにお話を伺いました。

——業務内容は何ですか。

フランス菓子の製造・販売です。ケーキや焼き菓子を作って販売しています。店のスペースからいってイートインは作れなかったんです。いずれ広い物件が見つければ喫茶スペースを作りたいですね。

——会社設立はいつですか？

設立は2016（平成28）年10月で翌年2月1日が店舗オープン日ですから6年が経過しました。

——ケーキ屋さんをはじめめるまでの修業はどうなされたのですか？

工業高校を卒業したときはバブルでもあったので電気通信の会社に就職しました。ところが社会のことが分かっていなかったし、組織になじめなかったこともあって退職しました。モノ作りは好きだったのでケーキ作りをやりたいとケーキ屋さんで電話をかけたけれど専門の学校を出ていない

フランス菓子の良いところを受け継ぎ、それを発展させていく。そんな願いを込めています。

——出店に当たって現在の場所を選んだのは？

当初、街の真ん中なんだけれど、何の特徴もないところだなと思いました。だけど山吹町の山吹が良い響きに感じたので。土地柄をあまりよく知らなかったこともあって、知人からは印刷工場の町でフォークリフトが走り回っているところで大丈夫かと心配されました。でも、どうにかこうにか6年踏ん張ってやってこれたのも馴染みのお客さんがついてきたからかなと思っています。

——イートインスペースも作りたいとお話ですが。

フランス菓子はたくさんあるんです。それをお客さんにも知っていただきたい、分かってほしい、それにはお菓子とゆっくり向き合える場がほしいということなんです。今でもお客さんから「シェフ呼んでください」と呼ばれるのですが直接お話ができるというのはうれしいことですね。

——四谷法人会に望まれることはありますか？

お店を出して6年、経営のことではまだまだ分からないこと知らないこ



と採用しないことごとく断られてしまったので、学費ローンを組んで調理学校に行きました。アルバイトをしながら勉強して、学校の紹介で南青山の会社に就職したのがケーキ作り修業のスタートでした。

——フランスにも渡られたとか。

20代というのは少しかるようになるのであればやりたいこれもやりたいと強気にもなるし、意識過剰になっていたんでしょね。卵、生クリーム、粉など単語は頭に入っていたので仕事はできました。仕事を見て覚える職人になっていきましたね。

——帰国なさってからご自分の店を開くまでのくらいあったのですか？

ビザの都合でいったん帰国したり渡仏したりで、日本に帰ってからはいくつかの店に働きに行きました。そのうち厨房の職人から店長になったり、シェフにもなったりの積み重ねをしていく間に自作のケーキが雑誌に紹介されるようになったりもしました。実力がついたとはいえ自分の場合はスタートが遅かったからまだまだ勉強だと独立を先延ばしにしていたんですね。学校を終えた24歳から数えると20年がたっていました。

——社名と屋号はフランス語ですね。

フランス菓子を作って販売する時に大事にしていきたいのは伝統を継承するということです。エリテは継承、引き継ぐという意味で、トラディションは伝統。屋号には遺産という意味もあります。長い年月に育まれてきた



とたくさんあります。当方は飲食店なので、土日を読むことはできないし平日でもセミナーの開催日と都合があわないことが多いので無料セミナーなどうまくマッチングできないかなと思っています。

——ケーキは買う人も食べる人も幸せな気持ちになります。

当店の焼き菓子は、今は50種程度あります。あれも作りたいこれも作りたい。ほかの店にないものを作っていきたいのです。名前は知られていないけれどもあそこにはないものがある。近い将来の夢ですね。

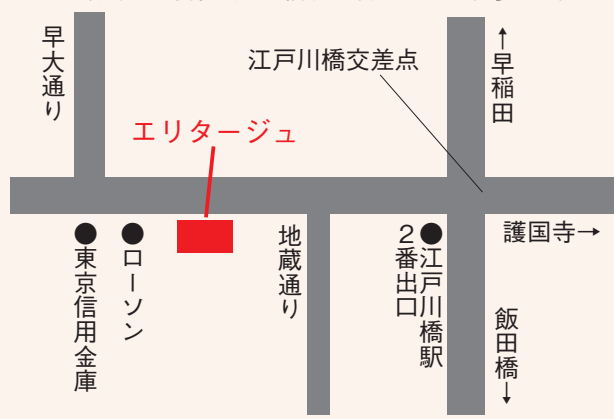
——今日は、どうもありがとうございました。

DATA BOX

株式会社エリテ・ラ・トラディション Heritage (エリタージュ)

代表取締役 深川 大功 氏
東京都新宿区山吹町 261
TEL 03-6280-7757
URL <https://pastry-shop-931.business.site>
定休日 水曜日（その他年末年始、夏季休業あり）
営業時間 11：00～20：00
アクセス

地下鉄有楽町線江戸川橋駅2番出口より徒歩3分



行動する法人会

－令和5年度税制改正に関する提言－

全法連では、令和5年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業関係）
11月1日

財政・金融・証券関係団体委員長

中山 展宏 氏 他



公明党

税制改正要望等に関するヒアリング
11月7日

財政・金融部会長 上田 勇 氏 他



立憲民主党

税制改正要望ヒアリング
10月19日

財務金融部門長 階 猛 氏 他



国民民主党

税制改正要望ヒアリング
11月7日

税制調査会長 大塚 耕平 氏 他



日本維新の会

11月16日

財政金融部会長 住吉 寛紀 氏 他



自由民主党

11月18日

税制調査会長 宮沢 洋一 氏



左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会長、田中専務理事

財務省

11月1日

財務副大臣 井上 貴博 氏



左から田中税制副委員長、井上副大臣、飯野税制委員長、田中専務理事

国税庁

表敬訪問 12月7日

長 官 阪田 渉 氏
次 長 星屋 和彦 氏
課税部長 堀内 斉 氏



右手前から堀内課税部長、阪田国税庁長官、星屋次長
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

中小企業庁

10月27日

長 官 角野 然生 氏



左から田中税制副委員長、飯野税制委員長、角野中小企業庁長官、田中専務理事

総務省

10月27日

自治税務局長 川窪 俊広 氏



右側 川窪自治税務局長
左奥から飯野税制委員長、田中専務理事、田中税制副委員長